

## 情報提供事項 食品衛生法の改正に伴う 3 条例の改正について

平成 30 年 6 月に食品衛生法が改正され、改正食品衛生法が順次施行されています。  
現在、保健所食の安全推進課では、改正食品衛生法の令和 3 年 6 月 1 日施行分に関して、次の条例の改正を予定しています。

3 条例の改正に関しては、令和 3 年第 1 回定例市議会に上程する予定ですので、事前にお知らせいたします。

- ① 「札幌市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例」
- ② 「札幌市証明等手数料条例」
- ③ 「札幌市安全・安心な食のまち推進条例」

### ① 「札幌市食品衛生法施行条例」の改正について

○食品衛生法に基づく営業を行う場合は、事業者は必要事項を記載した書類に申請手数料を添えて保健所等に申請し、営業の許可を受ける必要があります。

○この許可営業の「業種」は、昭和 47 年の改正を最後に半世紀近く見直しが行われてきませんでした。現状の実態から乖離が生じていたことを受け、平成 30 年 6 月の食品衛生法の改正に併せて大幅に見直されました。

○見直しに当たっては、食中毒のリスクの高さ、規格基準の設定の有無や、過去の食品事故・食中毒の発生状況を踏まえ、食品衛生上の配慮を特に要するものを「営業許可業種」として位置付け、従来の 34 業種から 32 業種へと再編成されています。

○「営業許可業種」の手数料の額については、札幌市では従来より「札幌市食品衛生法施行条例」で規定していますが、今般の営業許可業種の見直しによって、条例中に規定している手数料一覧のうち業種名や手数料額に変更が生じたため、本条例を改正する必要があります。

また、これを機に条項のずれなどの条文の整理も行います。

○手数料の額の設定については、許可事務に際して生じる物品費、交通費等の経費や審査に費やされる経費などを積み上げたものであり、各業種で取り扱うことができる食品の種類や実施可能な行為の範囲、その業種特有の食中毒発生の危害などについて検討を重ね、本市の財政部局との協議を経て設定しています。

また、北海道や道内保健所設置市とも、設定額に大きな開きがないことを確認しています。

## ②「札幌市証明等手数料条例」の改正について

○食品衛生法に基づく「営業許可業種」のほかに、本市では、「北海道食品の製造販売行商等衛生条例」と「北海道かきの処理等に関する衛生条例」の2つの条例により設けられた北海道独自の条例許可業種が設けられています。

○食品衛生法の改正をうけ、北海道が所管するこれらの2つの条例は令和3年6月1日付けで廃止されることとなりました。

○本市でも、これらの条例許可業種の申請手数料は、「札幌市証明等手数料条例」で規定していることから、廃止される2つの条例に基づく手数料の規定を削除する必要があり、条例の改正が必要です。

## ③「札幌市安全・安心な食のまち推進条例」の改正について

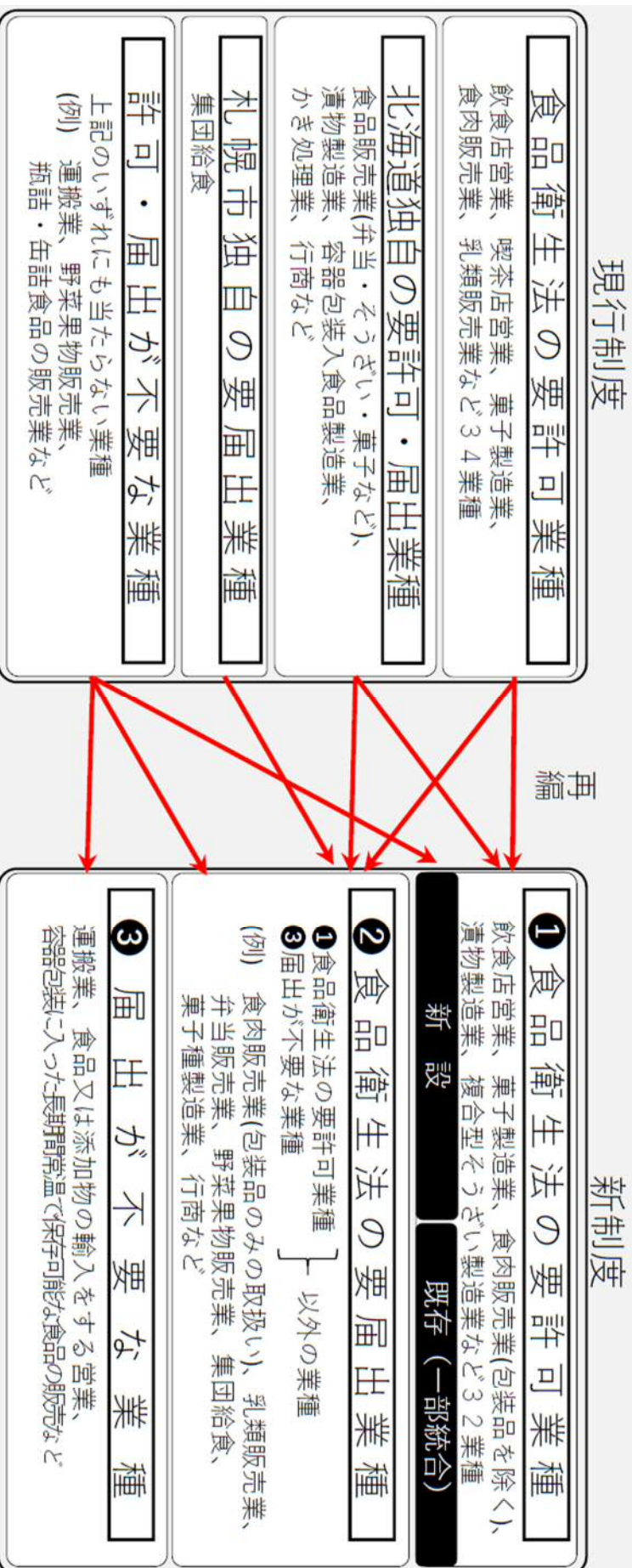
○札幌市では、平成25年10月1日から「札幌市安全・安心な食のまち推進条例」第25条の規定に基づく自主回収報告制度を開始し、事業者が自主回収を行った場合、届け出るよう義務付けていました。

○食品衛生法及び食品表示法の改正により、国レベルでの食品等の自主回収情報報告制度が創設され、令和3年6月1日以降、事業者が自主回収を行う場合には、その情報を行政に届け出ることが義務化され、従来の本市の制度はほぼ包含されることとなりました。

○法改正の趣旨を踏まえて制度を一本化し、同様制度の重複を解消するため、条例の改正が必要です。

# 参考

## ■現行の許可・届出制度と新制度



北海道は独自の要許可・届出業種を規定する「北海道食品の製造販売行商等条例」、  
 「北海道かき処理等に関する衛生条例」を廃止(R3.6.1付け)